

人権問題に関する市民意識調査  
報 告 書



平成27年(2015年)2月

茨 木 市

## はじめに

茨木市におきましては、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市制の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。

すべての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない社会がつくられることを願って、平成7年（1995年）3月に「人権擁護都市宣言」を行い、平成10年（1998年）には「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の策定と「茨木市人権尊重のまちづくり条例」の制定を行いました。平成16年（2004年）には、「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」の後継として、また本市における人権施策をさらに充実・推進していくための指針として、「茨木市人権施策推進基本方針」を策定しています。

本市では「豊かな人権文化の創造」をめざし、これらの宣言や計画・方針に基づいて、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけ、日常生活や職場等で実践できるよう、人権施策の推進を図ってきました。そうした取組の成果の一方で、人権にかかわるさまざまな課題が数多く提起されています。以前より差別問題として取り上げられてきた課題もあれば、国の法整備等が進むことで新たな取組が求められているもの、かつては問題とはされてこなかったことが、社会や意識の変化とともに、新たに人権問題として位置づけられるようになってきたものもあります。

基本方針の策定から10年を経て、人権施策をめぐる状況にも変化が生まれており、今日の社会状況に適切に対応できる今後の人権施策の方策を改めて検討する必要があります。平成17年（2005年）に実施された前回の市民意識調査から9年が経過していることから、この間の市民意識の変容や実態を明らかにし、基本方針の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的として、このたび「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

本報告書はこの調査結果をまとめたものです。結果の取りまとめにあたっては、性別、年齢別等の分析を加えることで、より詳細な市民意識の実態を示すとともに、前回調査や大阪府の調査との比較を行うことで、市民意識の変容や本市の特徴を明らかにすることに努めています。今後は、この調査結果を踏まえ、効果的な人権施策の推進を図ることで、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のないまちづくり」の実現を目指します。

最後になりましたが、この調査の実施にあたり、温かいご協力とお力添えを賜りました、市民の皆さん及び関係者の方々に、心からお礼を申し上げます。

## 目次

第一章 調査の概要	1
1 調査の目的・方法と報告書の見方	1
2 信頼区間と有効回答の属性別分布	2
3 回答者の属性	5
第二章 人権問題や差別についての意識	7
1 基本的な人権問題に関する意識	7
2 差別に関する基本的な認識	16
3 行政の取り組み状況についての認識	19
第三章 具体的な状況における人権意識	21
1 住宅を選ぶ際の忌避意識	21
2 結婚相手を考える際に気になること（気になったこと）	32
第四章 同和問題の現状と今後の展望に関する意識	37
1 同和問題を知ったきっかけ	37
2 同和地区住民に対する結婚差別の現状認識と将来展望	40
3 「同和地区の人はこわい」という話を聞くことについて	44
4 「同和対策はやりすぎ・不公平」という話を聞くことについて	49
5 同和問題解決のために効果的と思う施策や対応	54
第五章 代表的な人権問題に関する意識	56
1 女性の人権	56
2 障がい者の人権	59
3 高齢者の人権	62
4 子どもの人権	65
5 外国人の人権	68
第六章 人権問題についての学習経験とその感想	71
1 人権問題についての学習経験	71
2 学習したことのある人権問題の分野	73
3 学校の人権学習の感想	75
第七章 人権・差別問題に対する態度・行動	77
1 差別的な発言に対する態度	77
2 人権問題の解決に向けた活動意欲	80
3 現在関心を持っている人権問題	82